

表 57 CO<sub>2</sub>排出削減量取引について

区 分		対象とできる排出削減量			
		国内での排出削減		国外での排出削減	
		排出削減量	森林吸収量	排出削減量	森林吸収量
キャップアンドトレード [一定のルールに基づき、それぞれの者に割り当てられた排出削減量の目標を達成するための排出枠(排出権)の取引]	京都議定書上の国際取引及び自主参加型国内排出量取引制度に基づく取引 (国際ルール)	◎	×	◎	◎
		京都議定書に基づくもの	注2	気候変動枠組条約事務局が認証したCDMIに限る	
	ローカルルールに基づく取引 (地域ルール)	○	△	△	△
		それぞれが定めたルールの認証基準に適合するもの			
カーボンオフセット [自らの活動でやむを得ず出した排出量を、他者が行った排出削減量で相殺する自主的な行動を行うための排出削減量の取引]	J-VER制度に基づく取引 (国内ルール)	○	○	○	○
		J-VERの認証基準に適合するもの			
	ローカルルールに基づく取引 (地域ルール)	○	○	○	○
		それぞれが定めたルールの認証基準に適合するもの			

注1 ◎:京都議定書に基づいた排出削減量の取引 ○・△:国内ルール又は独自ルールに基づく排出削減量の取引

注2 京都議定書では、日本が削減義務を負う6%の排出削減のうち、森林吸収量の算入は3.8%を上限と定められている。従って、排出削減量の達成と森林吸収量の達成は、別の目標として、それぞれを達成することが必要である。このため、仮に国内で、3.8%以上の森林吸収量を達成しても、それを排出削減量の達成に使うことはできないことから、国内の森林吸収量を排出削減量として扱って、キャップアンドトレードの対象とすることは適当でない。

注3 カーボンオフセットで取引された国内における排出削減量及び森林吸収量は、京都議定書の日本の排出削減目標の達成において、カウントされる。

(資料：長野県林務部)

キャップアンドトレード制度においては、それぞれの排出量を削減させることが目的であることから、国際的にも国でも、目標達成に国内の森林吸収量を活用することは認められず、森林吸収量は取引の対象としていない。

一方で、カーボンオフセット制度は、自主的な排出削減への貢献を目的としていることから、国の制度においても、国内の森林吸収量を取引の対象として認めている。

## (5) 意見

### ① 森林の資産評価

森林の資産評価については、今回は国税局財産評価基準に基づく価額を試算した。今後、財務諸表の作成を踏まえた資産評価を考えると、保有目的に対応した時価評価を検討することが望まれる。今回の評価は、いわば環境保全目的としての固定資産としての評価ともいえる。森林を伐採して売ったり、立木のまま売ったりする場合には売却価格を算定しているが、最近取引事例が少なく、今後の売却予定も多くはない。

森林の保全費用は税金を投入していることから、その費用対効果を測定し費用に見合った効果を得ているかどうかを県民に広く説明する責任がある。森林の保有目的は必ずしも売却がすべてではなく、森林の環境保全効果も大きい。そのためにも、立木の資産評価、森林維持費用と保有効果、売却予定等について、積極的に取り組んで県民に説明していくことが望まれる。

## ② 県有林維持コスト

県有林の維持のための支出は、平成 20 年度の特別会計では 332 百万円かかっているが、間伐費用 151 百万円と県債償還 121 百万円の割合が大きい。

森林資源は、現状では売却可能資産であるというよりも、環境保全の視点から長期的に維持保全していく必要がある。将来的には、環境問題などから輸入木材市場価格の上昇の可能性があるかもしれない。その意味では、限られた財政の中で効率的な管理と収入獲得を目指すと共に、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）削減の政策効果の発現にも考慮することが望まれる。

## ③ カーボンオフセットモデルの検討について

共同通信（平成 21 年 12 月 7 日）によれば、徳島県において、企業の地球温暖化対策を後押しするため、徳島県は森づくりに投資した金額に応じて、企業の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量から森林吸収分を差し引いて公表する制度を始めた。県の面積の 75% を占める森林の再生も促す狙いがある。

徳島県では、以前から一定規模以上の事業所は、省エネ法で CO<sub>2</sub> 排出量の報告が定められていたが、4 月に施行した条例でこれを一步前進して、今後の削減計画や計画に比べどの程度の削減が達成できたかなど詳細な報告を求めて公表することとしている。県内 16 カ所の森林をリストアップし、企業に場所を選んで間伐や植林といった森づくりの費用を寄付してもらい、それに見合った CO<sub>2</sub> 吸収量を県が認定し、企業の排出量から差し引く仕組みをつくった。既に銀行など 9 社が約 23 ヘクタール分の申請を済ませた。県は、「排出削減が難しい企業は、ぜひ森づくりに協力してほしい」と呼び掛けている。

徳島県農林水産部林業飛躍部林業振興課に確認したところ、この事業は、「とくしま協働の森づくり事業（カーボンオフセットモデル）」として、地球温暖化対策推進条例と、CO<sub>2</sub> 吸収認証制度を組み合わせたもので、全国でも初めての試みであろうということであった。企業にとっては、CO<sub>2</sub> 削減の効果だけでなく、寄附金が法人税上の損金算入が可能であり、社会貢献として県のホームページに公表されるなどのメリットがある。現在のところ、寄付の金額としては、1 社当たり 20 万円から 300 万円程度とのことである。

長野県においては、現在のところ、森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を企業等の排出量から差し引いて公表する制度にはなっていない。今度の課題であるが、林務部と環境部を含めて県全体で、長野県版のカーボンオフセットモデルの導入の検討をすることが望

まれる。

また、県営林としても、将来的には、J-V E R制度を活用して、CO<sub>2</sub>の排出量を適切な価格で取引を行うことを検討することが望まれる。

## 7. 長野県土地開発公社の保有土地の状況と課題

### (1) 概要

- ① 設立年月日 ・ ・ ・ 昭和 48 年 6 月 1 日  
(旧財団法人長野県土地開発公社から、特別法人へ移行。)
- ② 根拠法令 ・ ・ ・ 公有地の拡大の推進に関する法律
- ③ 設立団体 ・ ・ ・ 長野県 (基本財産 1,900 万円を長野県が 100%出資)
- ④ 設立目的 ・ ・ ・ 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等
- ⑤ 役職員
  - a. 役員
    - 理事長 : 1 名 (非常勤)
    - 理事 : 5 名 (常勤 1 名、非常勤 4 名)
    - 監事 : 2 名 (非常勤 2 名)
  - b. 職員  
14 名 (プロパー 6 名 嘱託職員 8 名) ※平成 21 年 4 月 1 日現在

### (2) 設立の目的

長野県土地開発公社の設立目的は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することとしている。

### (3) 公社の業務

- 公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務
- 国、地方公共団体その他の公共的団体からの委託に基づく、土地取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務
- 前 2 つに掲げる業務に附帯する業務

### (4) 沿革

- 昭和 40 年 9 月 24 日 ・ ・ ・ 財団法人長野県道路公社として発足
- 昭和 44 年 4 月 1 日 ・ ・ ・ 社団法人長野県建設コンサルタント協会の解散に伴いその事業を引継ぐ
- 昭和 47 年 4 月 10 日 ・ ・ ・ 財団法人長野県土地開発公社に名称変更
- 昭和 48 年 6 月 1 日 ・ ・ ・ 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人へ移行、長野県土地開発公社となる

## (5) 今後の方針

長野県は、平成16年6月に、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体について、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」<sup>1</sup>を策定したが、その中で長野県土地開発公社は、廃止の方針が打ち出された。また、この廃止の方針を受けて、平成16年9月に「改革実施プラン」を作成したが、そこでは廃止を前提とした具体的な解決スキームが検討された。その後、社会情勢の変化等の理由から、平成16年の基本方針を再検証し、平成20年1月に長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）<sup>2</sup>を策定した。それによると、長野県土地開発公社は、従来打ち出されていた廃止の方針を一部修正し、事業は縮小するが機能は存続する方針へと修正された。具体的には、次のような方針が打ち出された。

公共用地等先行取得事業は、県本体で行うこともできるが、公社は民間資金の活用が迅速にできるという機能があり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がるというメリットがある。このため、柔軟・機動的な先行取得事業の運営を行うことを目的に公社を設置したものである。

しかし、近年、公共事業の減少に伴い、県及び国からの委託を受けて実施している公共用地等先行取得事業の規模が縮小してきている。

一方、公社では現在20人のプロパー職員を雇用しているが、事業規模と比較して職員数が多いことを主な原因として、平成12年度以降毎年度赤字を生じている状況にある。

県は今後とも必要な公共事業は行っていく方針であり、国でもまた直轄事業の用地取得を公社に委託していきたいという意向が示されていることから、今後も円滑な事業執行を図るため、公社は、その機能・制度を活用することが有利な事業に限定して用地取得を行うこととする。

あわせて、徹底した経営改善を行うこととし、事業量に応じた必要最小限の職員体制により運営コストの縮減を図る。具体的には、平成24年度末までにプロパー職員をゼロとし、事業量に応じて県からの条例派遣や公社OB職員を雇用することで必要な人員を配置する。今後、プロパー職員の新規採用は行わない。

一方、県からの委託で、公社が取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変化等で分譲が進まず、公社が土地を長期保有している状況にある。こ

<sup>1</sup> 「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』」。長野県に密接な関係を有する54団体についての今後の方針を検討したもの。その方針では、54団体の内、長野県土地開発公社を含め、財務上の問題やプロパー職員の雇用等の課題を有する次の7団体について、更に詳細な改革のスケジュール及びその具体策を検討した「改革実施プラン」の取りまとめが義務付けられた。

<sup>2</sup> 「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』（改訂版）」。これは、平成16年6月に策定した「改革基本方針」を、社会情勢の変化があったこと等から検証し、平成20年1月に改訂したもの。45団体を対象としている。

の土地は、その取得及び処分に本来責任のある県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとする。

プロパー職員の処遇については、職員の持つ用地取得業務の専門的ノウハウの活用は、県にとって有効であるため、当該職員のうち、県職員への採用を希望する者を対象として選考考査を実施し、適当な者については、県職員に採用のうえ、用地取得業務に従事させる。また、県職員となることを希望しない職員については、公社及び県の協力のもと、再就職先の確保等に努める。

(6) 業務状況、財政状態

**表 58 平成 20 年度 損益計算書**

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

項 目	金 額
1. 事業収益	4,397
2. 事業原価	4,318
事業総利益	80
3. 販売費及び一般管理費	42
事業利益	37
4. 事業外収益	15
経常利益	52
5. 特別利益	28
6. 特別損失	27
当期純利益	54

**表 59 平成 20 年度 貸借対照表**

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

項 目	金 額	項 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
1. 流動資産	14,035	1. 流動負債	4,492
(内) 代行用地	11,869	2. 固定負債	6,072
2. 固定資産	108	負債合計	10,564
		<b>【資本の部】</b>	
		1. 資本金	19
		2. 準備金	3,561
		資本合計	3,580
資産合計	14,143	負債・資本合計	14,143

表 60 代行用地状況

項目	金額
産業団地（注1）	8,616 百万円
その他（注2）	3,252 百万円
合計	11,869 百万円

（注1）長野県土地開発公社が土地の取得手続及び取得後の管理等を長野県から受託している産業団地は、現在「県営日滝原産業団地」と「県営富士見高原産業団地」の2つある。

（注2）国の直轄事業（道路）平成20年度末残高1,462百万円などがある。

（7）監査の結果及び意見

① 長野県土地開発公社の今後の在り方（意見）

長野県土地開発公社は、廃止の方向が見直され、現在、事業は縮小するが存続する方針となった。

具体的には、国の直轄事業や長野県の事業に関して、委託を受けていた用地の先行取得業務については、今後も円滑な事業執行を図るため継続することとなった。

一方、長野県が委託して実施させていた県営産業団地の用地の先行取得については、現在長期保有となっている土地（県営日滝原産業団地、県営富士見高原産業団地）を引き続き早期の整理を進めることとなった。

また、平成24年3月までにプロパー職員はゼロになることとなっている。

（以下の図を参照。）

図 15 長野県土地開発公社の今後の方針

	用地先行取得業務 (国直轄、県事業)	産業団地の先行取得 (県からの委託)	職員について
平成16年度	引き続き実施	県が産業団地用地の販売 公社が代行用地の管理受託	プロパー職員の削減
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			

平成 23 年度			
・・・			

現在、土地開発公社については「その役割は終わった」など、他の自治体においてもさまざまな議論がなされている。そして、土地開発公社はもはや必要はないとして実際に廃止した自治体もある。

ここで、長野県土地開発公社を通じて間接的に用地を購入することのメリットとしては、議会において債務負担行為の議決を得て長野県と長野県土地開発公社との間で協定を締結さえすれば用地交渉に入ることができる点にあるとしている。このような時間的なメリットを考慮して長野県は長野県土地開発公社を通じた先行取得事業の有効性があると現状では判断しているのである。

バブル期の土地の価格が急上昇している状況においては、長野県土地開発公社を通じて迅速かつ柔軟に用地を先行して取得できることより、長野県土地開発公社が一定の役割を担ってきたことは確かである。しかしながら、現在においては突出した予算を計上するような多額の資金を要する土地を、一刻も早く購入しなければならない事態が頻繁に発生することは考えにくい。このような状況においては、自治体において、用地購入に関する明確な計画を立ててさえいけば、長野県土地開発公社を通して用地を先行取得する必要はほとんどないということもできる。

今回の監査の意見として、長野県土地開発公社を廃止する必要があるという意見を言うつもりはない。長野県土地開発公社の在り方について結論が出ていない現状においては、平成 20 年 1 月に出された「改革基本方針」（改訂版）における「事業は縮小するが機能は存続」という方針が妥当なのかもしれない。

しかしながら、現在の状況は最終的なものではなく、土地開発公社を廃止した他の自治体や存続させた自治体の状況を見つつ、今後改めて結論を出す必要がある。この結論としては、今までどおり機能は存続する可能性もあるし廃止となることもあり得る。長野県土地開発公社の在り方については、平成 20 年 1 月の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）が最終結論ではなく、少なくとも 3 年ごとには再検討をする必要があると考える。

## ② 産業団地の早期売却に向けた努力（意見）

改革基本方針によると、産業団地は、その取得及び処分に本来責任のある県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとされている。しかしながら、実際には、近年の経済状況等の理由によって、整理は進んでいない。県営日滝原産業団地の例にもある通り、未分譲の土地で一番広いものは 3.77ha もあり、それだけの土地を購入する余力が購入サイドにないことも整理が進んでない一因となっている。今後、引き合い状況に応じて分譲する土地を分割するなど整理に向けた一層の努力を行う必要がある。